

2024 あたら **新しき** あす **明日をつくる**



きょう かしよ むしやう か うん どう
教科書無償化運動と
じん けん うん どう
人権運動のかかわりについて



もくじ

はじめに	P1
1. 教科書がタダではなかった時代	P2
2. 教科書無償化運動のはじまり	P3~4
3. 行政との闘い	P5~6
4. 「教科書をタダにする会」への攻撃	P7~8
5. 義務教育における教科書の無償化	P9~10
6. いま若者は教科書無償化をどうとらえているか	P11~12
無償化運動の年表	P13~14

はじめに

皆さんは、小・中学校で配布されている教科書の裏に書かれているこのコメントをご存じですか。

「この教科書は、これからの日本
本を担う皆さんへの期待を込め、
無償で支給されています。大切に
使いましょう。」



多くの人たちは、小・中学校で配布される教科書は、無償が当たり前だと思っていないでしょうか。実は、1963(昭和38)年以前は、教科書は有償だったのです。では、なぜ、国は、義務教育で使用する教科書を無償としたのでしょうか。教科書無償化は、被差別部落の人たちを中心とした人権運動が密接にかかわっています。今年度の「新しき明日をつくる」では、「教科書無償化運動と人権運動のかかわり」についてを、取り上げたいと思います。

教科書無償化運動を勉強するために高知県高知市長浜を訪れました。



高知県長浜地区の紹介

長浜は、1929(昭和4)年に長浜村が町制施行して長浜町になり、1942(昭和17)年に高知市に編入されました。高知県南部に広がる地域で、市内中心より約12km。はりまや橋から南に車で20分ほどの場所にあります。桂浜の西の岬、竜王岬の西側に約3.5kmに及ぶ直線的な海岸に沿った地域が長浜です。

1 教科書がタダではなかった時代

今では、無償が当たり前の小・中学校の教科書。実は、60年ほど前までは、教科書は、タダでもらえるわけではありませんでした。それまでは毎年3月になると保護者達は、親せきや知り合いの人から古い教科書をゆずってもらったり、ないものは新しく買い求めたりしていました。当時、新しい教科書を全部買いそろえると小学校で700円、中学校で1,200円ほどかかりました。当時の庶民は、一日働いて300円ほどの収入しかなかった頃の話ですから、子どもに教科書を買そろえてやることは、大変な出費だったのです。ましてや今に比べて子どもの数が多かったので、保護者にとっては、大変な苦勞だったのです。

1960年頃の主な物価

1961(昭和36)年

お米
米の小売価格
10kg
約870円

1961(昭和36)年

うどん一杯
約40円

1955(昭和30)年

ランドセル
約2,500円

1961(昭和36)年

学生服(中学男子用)
上下1着分
約2,112円

1961(昭和36)年

小学校教員の初任給
約11,400円
失業対策による
日雇い労働者の日給
約300円

戦後復興の最中であった1960(昭和35)年ごろになると物価が上がりはじめ、教育に回すお金の困る家庭が多くありました。そこで、教育費の保護者負担を軽減しようという動きがはじまりました。ちょうどそのころ、高知県長浜地区にあった被差別部落では、母親たちが学校の先生や地域のボランティアとともに読書会を開催し、識字の勉強をはじめていました。やがて、読書会は、憲法についての学習会へと発展していきます。

2 きょうかしよむしょうかうんどう 教科書無償化運動のはじまり

けんぽうだいい じょうだいい こう
憲法第26条第2項には、「すべての国民は、法律の定めるところにより、
その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これ
を無償とする。」と定められています。けんぽう について かくしゅう ながはまちく
の母親たちは、この条文により「義務教育は無償というのだから教科書を
かうのはおかしい。」「教科書はもともと政府が買い与えるものだ。」「教
科書がタダでないのは、憲法が守られていないことではないか。」というこ
とに気づき、これをきっかけに「教科書無償化運動」へと発展していきます。



ここから「教科書無償化」への粘り
強い運動の歴史が始まったんだね。

はかせ
博士



ぴっぴ

ユメちゃん



1961(昭和36)年3月に長浜地区で会合が開かれ、「教科書がタダにな
るまで、買わずにがんばろう」との提案がなされました。部落解放同盟を
中心とする校区のいろいろな団体によって、「長浜地区小中学校教科書を
タダにする会」が結成され、各地で集会を開き、署名運動を初め、いっしょ
に闘う団体や仲間を増やしていきました。「教科書の無償化要求は、憲法
を守るための運動」であることに気づいた人々は、この運動を強く支えま
した。

お母さんたちが憲法について学び始めたのは、長浜
地区にある草野姫神社の西隣にあった「自強館」とい
う集会所だったんだよ。当初は、草履表作りの作業所
として建てられたんだけど、解放運動の高まりの中で
集会所として利用されるようになっていったんだ。



フ〜ン。ここが教科書無償化運動
の発祥の地だったというわけね。
でも、いまは建物は取壊されてい
るけど、立札で跡地だったことが
わかるね。



3 ぎょうせい たたか 行政との闘い

教科書無償化運動の要求は正しいとの多くの賛同をえて、1週間もたないうちに長浜地区だけで1,600筆もの署名が集まりました。「教科書をタダにする会」は、その署名を高知市教育委員会に持ち込み、「憲法を守るために教科書は買わない」と訴えました。この運動は、新聞やテレビにも取り上げられ、注目を集めました。教育委員会は、「教科書をタダにする会」との交渉において、その要求は正しいと認めましたが、子どもたち全員に無償配布するとの約束はしませんでした。その理由は、「買える能力のある人は買ってほしい」との考えによるもので、教科書無償化要求に応じないとの立場を崩しませんでした。



厳しい行政との闘いは続き、2,000人の児童・生徒のうち約8割にあたる1,600人が教科書を買わずに新学期を迎えました。教科書がないままスタートした新学期でしたが、学校では、教師たちが教科書を持たない多くの児童・生徒のためにガリ版刷りの手製のプリントを使って、毎日授業を進めていきましたが、そのような教師の努力にも限界がきます。「教科書をタダにする会」は、市教育委員会が無償配布枠を大幅に拡大し、長浜地区には、前年の5倍、全市的には、3倍の貧困家庭に対する教科書無償配布の予算を計上したことを受け、この年度の闘いを終結することとしました。

先生たちが使っていたガリ版だよ。正式には謄写版というんだ。1970年代ごろまでは、実際に学校や役場などで使われていたんだ。蝋をコーティングした紙を鉄筆という特殊なペンで蝋を削りながら字や絵をかいて原紙を作る。できた原紙にインクを塗って、その下に紙を置いて



ローラーで押し転写させるんだ。当然1回の転写で1枚のプリントしかできない。根気のいる作業だったんだ。いまでは、プリンターやコピー機で簡単にたくさんの印刷物をつくることできるけど、少し前の時代には、印刷物といえばガリ版刷りが主流だったんだ。



手間と時間がかかりそうだね。先生たちは、毎日、児童や生徒のために一生懸命にプリントを作ったんでしょね。どれだけ教科書の無償化が大切なことだったのかがうかがえるね。

じかんわり

1					
2					
3					
4					
5					



4 「教科書をタダにする会」への攻撃

どのような運動にも反対意見は、避けられません。教科書無償化運動も例外ではなく、決して平たんなものではありませんでした。

教科書無償化を反対する者から運動の中心的役割を果たす者や教師への嫌がらせが相次ぎます。「教科書ぐらい子どもに買ってやるのは親の責任じゃ。」「教科書も買えんのか。」などと宣伝し、教師には、「教科書を使って授業をせよ。」との圧力がかけられました。精神的な圧力の中で、運動は徐々に分裂しはじめます。何よりもつらいことは、子どもたちの間に争いが起きたことでした。プリントで学習する子と保護者が買ってくれた教科書を持ってくる子の間に対立が生じました。

ついには、その矛先は運動の中心的役割を担っていた被差別部落の人々に向けられるようになっていきました。「あいつらは、国家乞食だ。」「なんでもタダでもらおうと考えている。」などの攻撃がかけられ、被差別部落以外の保護者は、だんだんと運動から離れていきました。被差別部落の保護者達は、孤立しながらも、「教科書をタダにする会」に結集し続けました。



このようなことから被差別部落の人々とそれ以外のひとという対立構図ができあがってしまったんだね。



教科書無償化の運動は、実は、長浜だけの運動ではなかったんです。京都や大阪では、長浜の運動の7年も前から取組みがあって、一定の成果を勝ち取っていました。これは、戦後解放運動の行政闘争のうち、教育に関する要求が中心をなしていたことから、京都や大阪はこの方針に沿って取組みが活発化しました。

ただ、京都や大阪の闘争は、「貧しい部落の子どもたちに教科書を無償で配布せよ」というもので福祉的意味合いが強かったようです。

長浜の闘争は、「憲法で保障された義務教育を無償で受ける権利を要求する」もので、生活困窮家庭や被差別部落の子どもたちだけを対象にするものではなかったことが多くの人々の共感と支持を得たのだと思われます。



ぎむきょういく きょうかしよ むしょうか
5 義務教育における教科書の無償化

その後、教科書無償化運動の正しさが多くの人々や団体、政党に支持され、全国的な運動へと発展していきます。国会では、大きな問題として取り上げられ、政府も要求の正しさを認め、1962(昭和37)年に「義務教育諸学校の教科用図書は無償に関する法律」が制定されました。1963(昭和38)年度には、小学校1年生について実施され、以降、毎年拡大され、1969(昭和44)年度に小・中学校の全学年に無償配布が行われるようになりました。



※写真はイメージです

1962(昭和37)年2月の国会に「教科書無償法案」が提出されたとき、当時の池田勇人内閣総理大臣は、提案説明の中で「今回、憲法第26条の義務教育を無償とするという、この理想に向かってまい進し、ここに教科書無償配布という大方針を決定いたしましたのであります。」と高らかに述べています。この時初めて、教科書の無償配布が貧しい人たちに福祉的に配られるというものから、貧富を問わずすべての小・中学校の児童・生徒にタダで配られることになったのです。



現在では、小・中学校において教科書がタダで配布されることは当たり前のこととしてとらえられていますが、一地域の母親たちが始めた運動が、多くの人々や団体の支持を受けて大きな取り組みに発展し、社会運動として、国会を動かす、法律を制定させたのです。



すべての人が等しく教育を受ける権利が保障される社会であり続けることが大切です。

一つの地域の母親たちの思いが人々を動かし、国を動かし、現在の教科書無償化へとつながったんだね。



6 わかもの きょうかしよむしようか いま若者は教科書無償化を どうとらえているか

こんにちのわかもの きょうかしよ むしようか はじ ねん けいか きょうかしよむ
 償は当然の既得権であるととらえている人が多いのではないのでしょうか。

また、その権利がどのような経緯で獲得されたものか、その歴史について
 は、知らない人が多いのではないのでしょうか。さらにその発火点が被差別
 部落であり、部落解放運動や同和教育運動が深くかかわっていることは知
 る由もありません。

ある大学で同和教育論の講義後の感想文に次のような感想があります。

ぼく しょうがっこう にゅうがく きょうかしよ むしようか
 僕が小学校に入学したときには、すでに教科書は無償化

されており、毎年年度初めにもらう教科書に対して“タダが

当然”というように思っていて、高校に入学したときの教科

書を買うという行為が不思議に思えたりしたものである。

ほんじつ じゅぎょう しりょう むしようか かつてい し
 本日の授業・資料で無償化の過程をはじめて知ったけれ

ども、その始まりが部落解放運動であったというのは驚き

である。(自分としてはもちろん政府の方から無償化が進

められたものであると思っていたから、また政府が無償化

を進めるのが当然だと思っていたから)



※写真はイメージです

この感想は、若者だけでなく、多くの人々の感想を代表するものではない
 でしょうか。わたしたちが現在当然のように享受している多くの権利の中
 には、血のにじむような努力と運動によって勝ち取られたものも少なくあ
 りません。教科書無償化もその一つであったのです。

教科書の無償配布が当たり前になったいま、嘉麻市の小・中学校
 (義務教育学校を含む。)では、新学期のはじめに教科書がなぜ無償
 であるのかを長浜地区の教科書無償化運動をとおして、全学年で
 学びます。

①この運動は、物事を知ること、団結すること、継続することの
 大切さを物語っている

②教科書無償化は、保護者や教員の思いや願いが込められている

③差別されてきた当事者だけでなく、そうでない人も

関わってともに運動で国を動かした

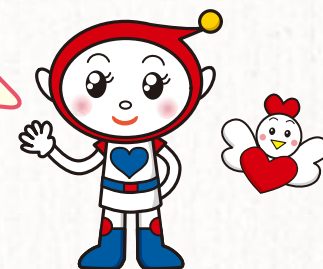
このような学習を通して、教科書が無償である

ことが当たり前ではないのだということを

確認をしています。



いまつか
 今使っている教科書は当たり前
 タダではなかったことを、もっと多く
 の人に知ってもらいたいね。



むしょううんどうか **ねんびょう**
無償運動化の年表

こうちけんこうちしながはましみなかいかんしりょう ぼつすい
高知県高知市長浜市民会館資料より抜粋

1961(昭和36)年

2月11日 第2回南区教育研究会で、教科書無償化の要求を確認。
3月7日 「長浜地区小中学校教科書をタダにする会」結成。長浜での具体的な運動がはじまる。憲法第26条第2項の「義務教育はこれを無償とする」を基に、教科書の無償化を要求。1週間で署名1,600人分集まる。
(当時の小・中学校の児童生徒は計約2,000人)。

3月18日 第1回市教委交渉。市教委は無償の原則を認め、準要保護児童に対する教科書代給付の枠の拡大を約束。

高知市議会「義務教育課程の教科書無償配布についての意見書議案」を満場一致で可決。政府に提出。

3月25日 長浜小学校で市教委交渉。「教科書を持たない者がいれば教委はその教育を保障する責任がある」ことを認める。

3月30日 「タダにする会」代表者による市教委交渉。「教科書販売のあと、買わなかった者を調査し、4月8日の入学式当日に、全員に配布する」と約束。

4月3日 教科書販売。小中2,000人の児童生徒のうち、8割の約1,600人が教科書不買。

4月6日 市教委、「タダにする会」に「買った者わずかのため、約束した4月8日の処理ができない。買える人は買ってほしい」と文書通告。

4月7,8日 代表者交渉。「長浜小・南海中の準要保護家庭を児童数の1割以上とみて支給する。3月30日の違約の事情を説明するため、9日に長浜で地区住民と話し合う」と約束。

※「準要保護家庭」とは、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度生活が困窮している者の家庭をいう。

4月9日 市教委、「長浜へ出向いても話し合いの進展なし」と電話通告。出席せず。

4月10日 「タダにする会」、市長交渉。市教委は行方不明となったが、高知新聞夕刊に「買う能力ある者は買うべきである」との市教委の声明書が載る。市長は「自らの責任において12日までに児童に教科書を用意する。市教委を連れて長浜に出向いて住民と話し合う」と確約。

4月11日 市教委、ぬきうち総辞職。市長は、「教育行政の責任者がいないので、10日の了解事項は白紙に返した」として破約(その後15日からは東京出張)。

れきし なか むしょうか む
歴史の中で「無償化」に向けて
ねば づよ うんどう
粘り強い運動があったことが
分かるね。



4月12日 長浜小・南海中、プリントによる授業開始。

4月14日 「正規の教育促進会」結成される。無償運動反対の街宣、切り崩し、小・中学校に出かけて監視や嫌がらせを連日行う。部落差別による断分を図る。

4月20日 市議会革新議員団が事態收拾にのり出す。「タダにする会」と話し合い。

4月21日 市教委の問い合わせに対して文部省は「義務教育無償は授業料の不徴収というのであって、教科書無償支給の義務なし」と回答。

4月28日 長浜小・南海中、教科書を持たない者の氏名を市教委に提出(約500人)。

5月4日 革新議員団、総会で「全市の配慮に立って準困の枠をおさえ長浜にたいし処理をすべし」と市教委に提議。

※「準困」とは、「準困窮家庭」を略したもので、現在の「準要保護家庭」に相当するものと思われる。

5月12日 市教委、「調査の結果、貧困家庭が多いと分かったので、全市的に市単独で250人ほど無償のワクを追加する。長浜地区に関しては、昨年の約5倍に広げ200人を準困とみて無償の対象とする」と最終見解を示す。

5月15日 「タダにする会」、市教委案を受け入れることを決定。運動終結。

1962(昭和37)年

2月 政府自民党「教科書無償法案」国会に提出。可決。

日教組、社会党は、「教科書の採択制度の改悪、教員の定数法とからめて国定教科書制度の再現であり、教育の国家統制の意図がある」として反対。

池田首相の提案理由「今回、憲法第26条の義務教育を無償にするという、この理想に向かってまい進し、ここに教科書無償配布という大方針を決定いたしましたのであります」と言明。

1963(昭和38)年

4月 小学1年生に教科書を無償で配布。(通達による。37年度予算計上)

12月18日 「教科書無償措置法案」採決。可決。

いまつか きょうかしょ あ まえ
今使っている教科書は当たり前
に
タダではなくて、運動のおかげなんだね。



1965(昭和40)年

8月 「同和対策審議会」答申出る。

1969(昭和44)年

4月 小中学校の全員の教科書が無償となる。「同和対策特別措置法」制定。

か ま し ぶ ら く も ん だ い さま ざ ま し ん け ん も ん だ い
 嘉麻市では、部落問題をはじめとする様々な人権問題の
 かい けつ すい し ん かつ どう
 解決を推進するために次のような活動をしています。

けい はつ きやう いく
啓発・教育

- 各種団体・企業などへの啓発活動
- 啓発資料・映像教材などの貸出
- その他、人権問題に関する活動
- 人権・部落問題研修会

ちやう さ けん きやう
調査・研究

- 人権・同和教育や啓発活動を推進するための研究会や意識調査等の方法についての調査・研究
- 差別の早期解決に向け、関係機関や団体等と連携した調査・研究

み ぢか そう だん まど ぐち じん けん
身近な相談窓口～人権について～

そう だん ないやう 相談内容など	そう だん き かん 相談機関	でん わ ばん ごう 電話番号	そう だん じ かん たい 相談時間帯など	
ぶ ら く も ん だ い 部落問題をはじめ とする人権に関する 相談	じやう せ つ そう だん じ ゃ 常設相談所 みんなの人権110番	0570-003-110	へい じ つ 平日 8:30～17:15	
	こ じん けん ばん 子どもの人権110番 ●メール相談窓口 https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_CH/0101.html ●LINE 相談窓口	0120-007-110		
	じやう せい じん けん 女性の人権ホットライン	0570-070-810	へい じ つ 平日 9:00～17:00 えい ご ちゆう ぐ こ かん ぐ こ 英語・中国語・韓国語・ フィリピン語・ネパール語・ ポルトガル語・スペイン語・ インドネシア語・タイ語・ ベトナム語に対応	
	がい こ く ご じ じん けん そう だん 外国語人権相談 ダイヤル	0570-090-911		
	インターネット人権相談受付	https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/0101.html		
	さべつ て き あ つ か ぼう ぐう 差別的扱い、暴行・ 虐待、いじめ、いや がらせ、プライバシー の侵害、セクハラな どの人権問題(人権 侵害)に関する相談	ふく お か ほう む き ゃ く じん けん よう ぐ ぶ 福岡法務局人権擁護部	092-739-4151	へい じ つ 平日 8:30～17:15
		か ま し や く し ゃ じん けん どう わ たい さ く か 嘉麻市役所人権・同和対策課	0948-42-7405	へい じ つ 平日 8:30～17:00
	か ほ り ん ぼ か ん 嘉穂隣保館	0948-57-0032		
	う す い じん けん けい はつ うすい人権啓発センターあかつき	0948-62-3337		
	だん じ ゃ き やう どう さん か く す い し ん か 男女共同参画推進課	0948-62-5714		

はつ ぐう しゃ か ま し か ま し きやう いく い い かい
 発 行 者 : 嘉麻市・嘉麻市教育委員会

ねん がつ に ち げ ん ざ い じやう ほう へん ぐう ばあ い
 2024年3月16日現在(情報は変更される場合があります。)

と い あ わ さ き か ほ り ん ぼ か ん
 問 合 せ 先 : 嘉穂隣保館 ☎0948-57-0032